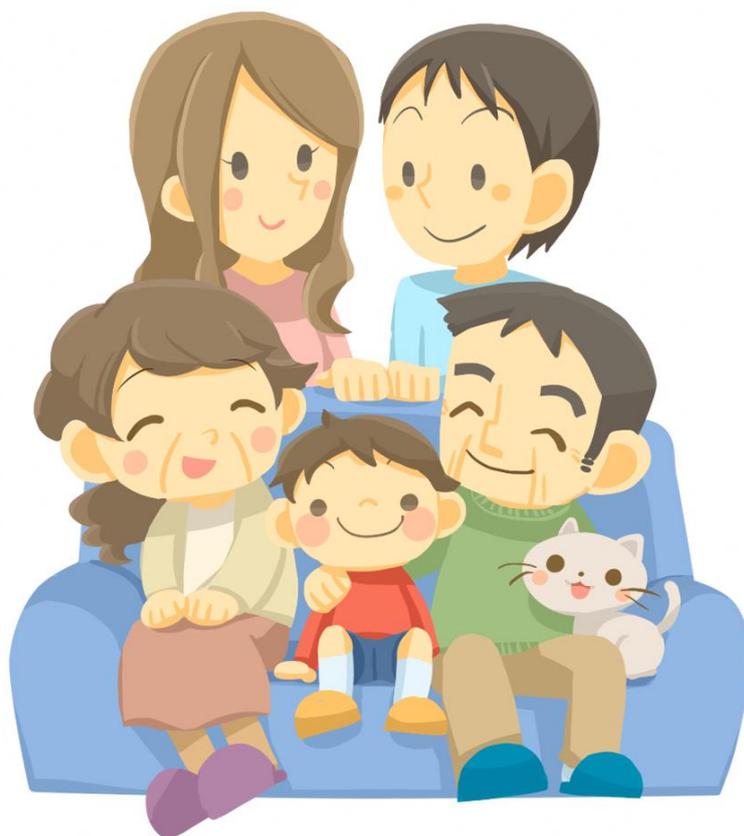


精華町第 8 次高齢者保健福祉計画
精華町第 7 期介護保険事業計画
概要版



平成 30 年 3 月

京都府 精華町

策定にあたって

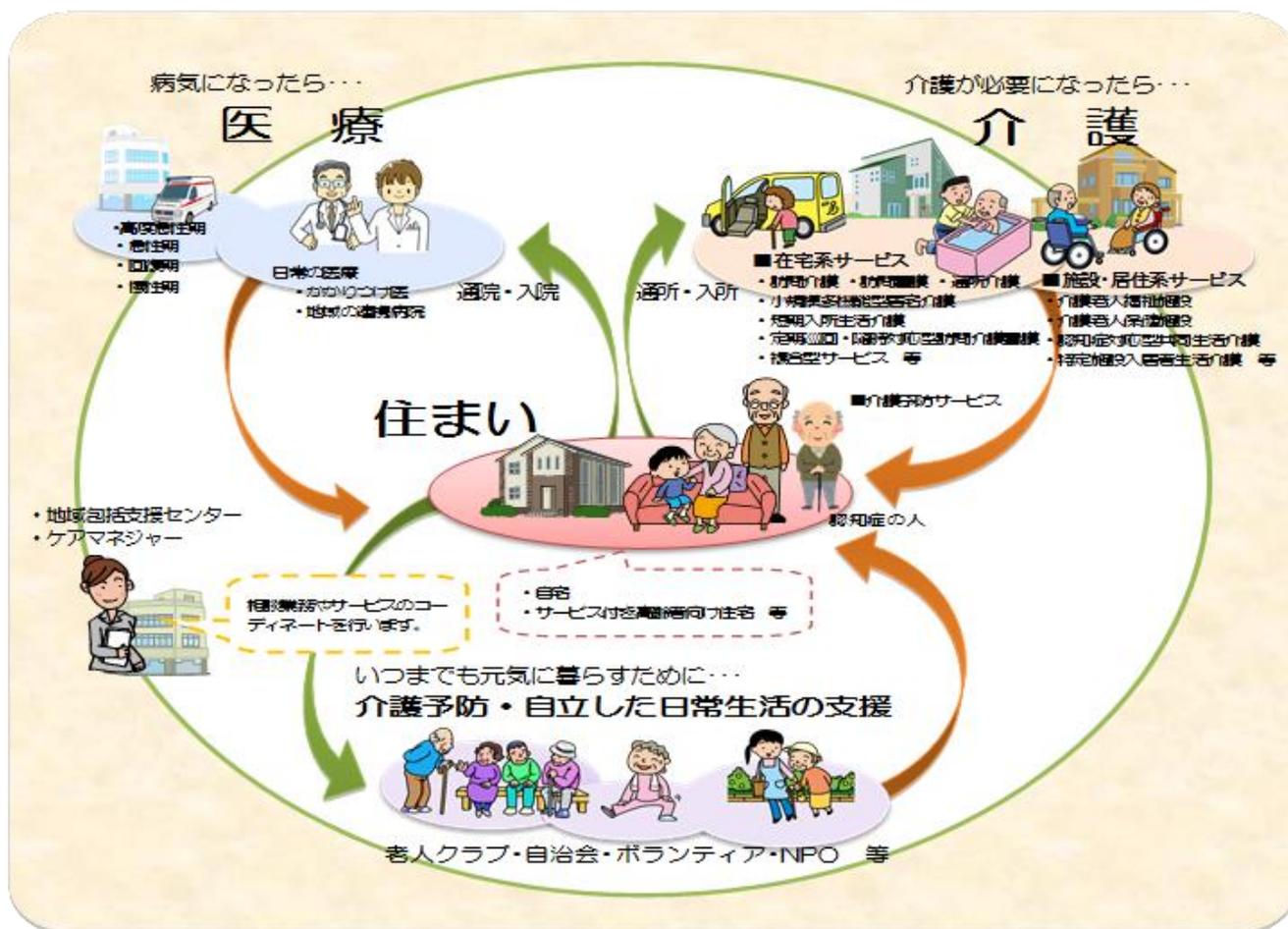
策定趣旨

- わが国の高齢化率は急激に上昇しており、本町でも65歳以上の人口は平成29（2017）年10月現在で8,600人を超え、高齢化率が22.9%に達する等高齢化が進展しています。
- 国は高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37（2025）年までの「2025年を見据えた地域包括ケア計画」により、「地域包括ケアシステム」を構築することが示されています。
- 「地域包括ケアシステム」の深化に向け、「精華町第8次高齢者保健福祉計画・精華町第7期介護保険事業計画」に基づき、高齢福祉のさらなる充実を図るものです。

計画の期間

- 平成30（2018）年度から平成32（2020）年度の3か年とします。

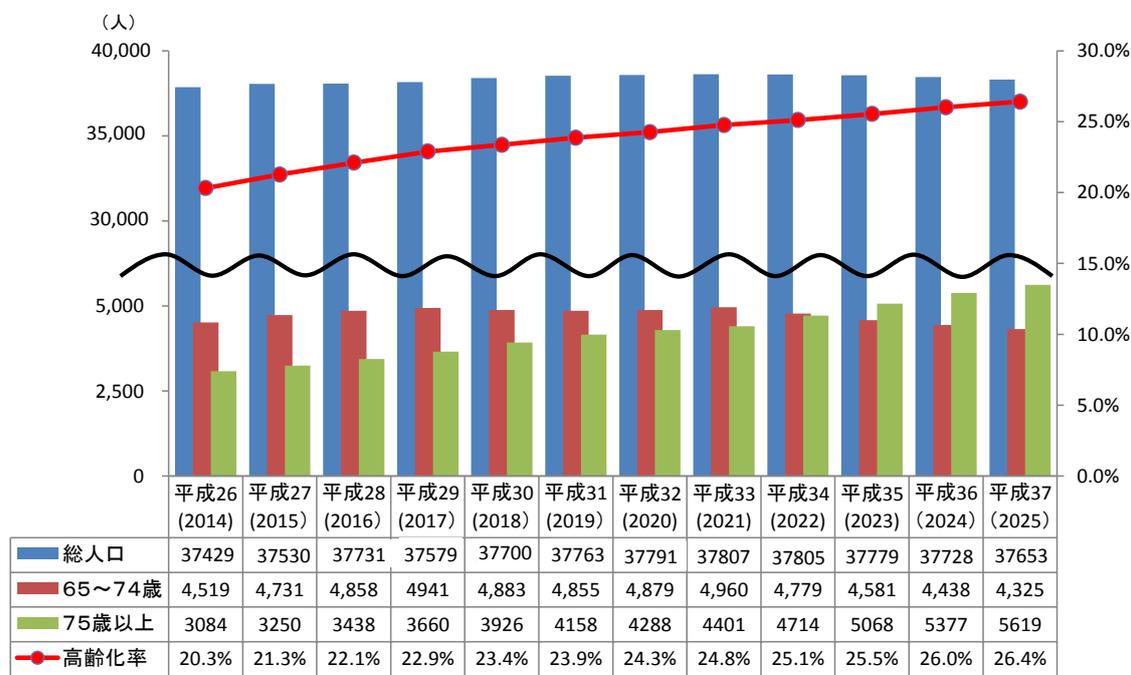
地域包括ケアシステム



高齢者を取り巻く現状と将来見込

人口構造・高齢者人口

- 総人口は、平成26(2014)年37,429人から平成29(2017)年37,579人へと微増しています。しかし、平成33(2021)年をピークに減少に転じていく見込みです。



要介護（要支援）認定者数

- 認定者数は、平成21(2009)年874人から平成29(2017)年1,364人へと年々増加しています。今後、団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年には急増することが見込まれています。



基本理念と計画の目標

基本理念

- 精華町の高齢福祉に係る基本理念「高齢者が安心して生き生きと自立して暮らせるまちをめざす」を次のキャッチフレーズで示します。

いくつになっても にっこり笑顔
仲間とともに 元気に暮らせる 精華町

計画の目標

- 基本理念のもと、地域包括ケアシステムが構築されたまちの姿として、この計画の目標を2つ設定します。

いくつになっても元気に暮らせる！

誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち

人生を通じて培ってきた知識や経験、技術を生かして、自分らしく活躍し、元気に暮らせるまちをめざします。

いくつになっても仲間とともに！

介護等が必要になったときの安心があるまち

家族や近所の人、友人、子どもから高齢の人まで、仲間とともによろこびあい、支えあって、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるまちをめざします。

施策の体系

1 その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策

①健康づくり・介護予防の充実	住民が「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って、健康づくりや介護予防に取り組んでいる。
②高齢期の社会参画機会の拡充	高齢の人が、いきいきと社会参画している。
③地域福祉の充実	地域福祉の活動に住民が積極的に参画している。
④権利擁護対策等の推進	高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている。
⑤生活支援体制等の充実	多様な主体が住民の生活支援に携わっている。
⑥やさしいまちづくりの推進	安心して生活できるユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいる。

2 介護等が必要になったときの安心をつくる施策

①在宅医療・介護連携の推進	安心して介護サービスが利用でき、その人らしい最期を迎えることができるまちとなっている。
②地域包括支援センターの運営強化	地域包括支援センターが十分に、住民の介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートしている。
③認知症対策の充実	認知症についての地域の理解が進んでいる。
④家族介護支援の推進	介護が必要な人とともに暮らす家族が、安心して介護をすることができる。
⑤介護保険事業の適正運営	介護保険事業が適正に運営され、住民が安心して介護保険サービスを利用できる。
⑥介護人材の確保	介護人材確保のための啓発及び人材育成支援がされている。

1 その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する主な施策



①健康づくり・介護予防の充実

●健康づくりの推進

「精華町健康増進計画」や「せいかに365」に基づき健康づくりや生活習慣病予防、介護予防を推進し、健康寿命の延伸をめざします。

●介護予防の充実

健康づくり・介護予防サポーター（すてき65 メイト）を中心に、住民主体での体操の居場所の普及啓発に取り組みます。



②高齢期の社会参画機会の拡充

●働く場と機会づくりの促進

シルバー人材センター等の活動と協調しながら、働く場や社会参加等の機会づくりを促進します。

●趣味・社会貢献活動等の促進

老人クラブ、趣味活動、ボランティア活動、生涯学習施策等、高齢者の社会参加機会促進を行います。

③地域福祉の充実

●地域生活での安心サポートの充実

絆ネットコーディネーター、民生委員・児童委員の活動や地域住民、まちの福祉サポート店との連携を図り、昼間独居を含む高齢者のみの世帯等への地域の見守り活動等を促進します。



④権利擁護対策等の推進

●成年後見制度等の利用支援

社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業の周知と利用促進を図り、権利擁護に努めます。

また、市民後見人の育成・確保について関係機関とともに進めます。



⑤生活支援体制等の充実

●生活支援サービスの充実

住民主体の活動、地縁組織、シルバー人材センター、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業等の多様な主体による様々な生活支援サービスの提供や居場所の立上げを生活支援コーディネーターを中心に拡充します。



⑥やさしいまちづくりの推進

●移動のしやすさの確保

関係機関やボランティア等と連携し、外出支援の充実に努めます。また、コミュニティバス「精華くるりんバス」の継続、利用者を増やすことに努めます。

2 介護等が必要になったときの安心をつくる主な施策

①在宅医療・介護連携の推進

●看取りに関する知識普及と意識啓発の推進

自分自身の終末期や家族の看取りに関する知識普及と意識啓発に取り組みます。

また、エンディングノートや看取り後の家族介護者等をケアするグリーフ・ケア等の普及啓発に取り組みます。

●多職種協働による看取り期のケア体制づくりの促進

地区医師会、介護保険事業所、医療機関等の協力のもと、在宅・病院・施設等での個々人の状況に応じた質の高い看取りが実現できるよう、在宅医療・介護の連携、多職種協働等を促進します。

②地域包括支援センターの運営強化

●地域包括支援センターの機能充実

福祉担当課、関係医療等との多職種協働によるケアマネジメントの支援や地域のネットワーク構築等に努めます。また、地域包括支援センターの適正運営を目指しPDCAに基づき評価を行います。

●地域ケア会議の充実

町と事業所、社会福祉法人やNPO法人、地域団体等、多様な主体と連携し、高齢者を支える環境について検討する等、地域ケア会議の充実を図ります。

③認知症対策の充実

●早期発見と対応の充実

認知症初期集中支援チームによる、本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行います。また、行方不明者SOSネットワークの強化のため、関係機関や団体等と調整を図り、安心見守り体制の構築を目指します。

●認知症についての知識普及と意識啓発の推進

認知症ケアパス等を活用し、認知症の正しい知識や予防方法、早期発見・早期対応等について、知識普及と意識啓発を推進します。また、認知症サポーターの養成を精華町キャラバン・メイト連絡会と共に推進します。認知症サポーター養成講座は、町内すべての小中学校で実施します。



④家族介護支援の推進

●家族介護支援の推進

介護者リフレッシュ事業として、介護者の心身のリフレッシュ、介護者家族会との意見交換、介護者相互の交流会の開催等を行います。また、「介護マーク」の啓発や精華町介護者家族の会「なでしこの会」の活動支援を行い介護しやすい環境をめざします。



⑤介護保険事業の適正運営

●要介護認定・介護給付の適正の確保

要介護認定が公平・適正に行われるよう認定調査の質の向上を図ります。また、適切かつ良質なサービスの提供を行うため、介護保険料の確実な徴収、効率・効果的なサービス利用の推進等、介護給付の適正維持に努めます。

⑤介護人材の確保

●福祉・介護サービス従事者の確保・育成

介護サービス従事者の確保や研修等を充実させ、資格取得の支援等を行います。

介護保険サービス(第7期介護保険事業計画)

給付量の見込み

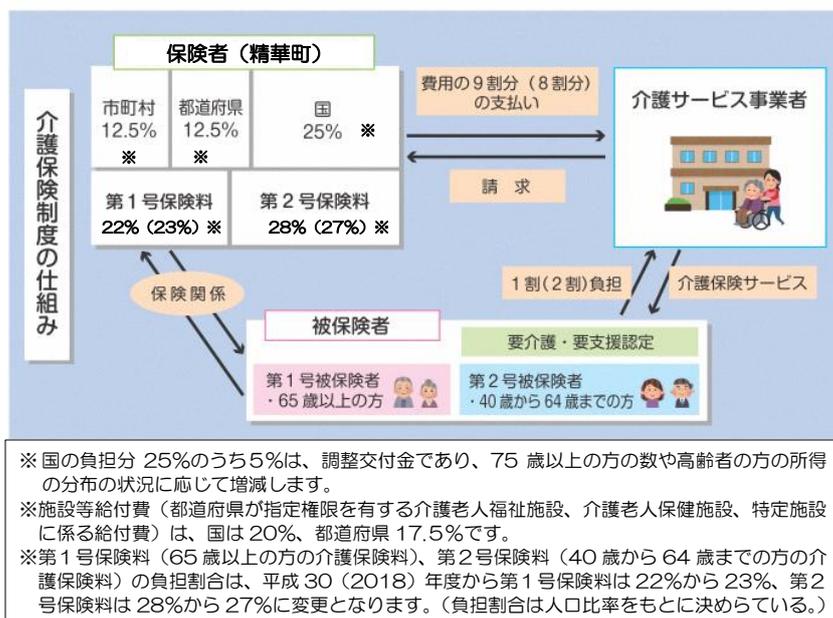
年度	第6期実績値			第7期見込み			平成 37 (2025)
	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017) (見込)	平成 30 (2018)	平成 31 (2019)	平成 32 (2020)	
介護給付費計	1,865,427	1,892,947	2,002,462	2,118,386	2,238,562	2,400,141	2,981,090
予防給付費計	99,271	112,834	104,207	80,762	86,359	92,976	123,787
総給付費	1,964,698	2,005,781	2,106,669	2,199,148	2,324,921	2,493,117	3,104,877
			6,077,148			7,017,186	3,104,877

※給付費は年間累計の金額(単位:千円)



介護保険料(第1号被保険者保険料)の算定

- 総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて、各年度の標準給付費見込額を算出します。また、計画期間中の各年度の地域支援事業費等を見込み、調整交付金等を勘案して、保険料収納必要額(計画期間に要する費用の総額)を求めます。これをもとに介護保険料を算出します。



所得段階別割合の設定

■所得段階（15段階）第6期計画

段階	対象者	割合
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人や世帯員が住民税非課税の方 生活保護の受給者 本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 ×0.50 (0.45)
第2段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万1円以上120万円以下の方	基準額 ×0.65
第3段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が120万1円以上の方	基準額 ×0.70
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 ×0.90
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の方	基準額
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 ×1.30
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 ×1.50
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.70
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.90
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額 ×2.10
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額 ×2.30
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	基準額 ×2.50
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額 ×2.70
第15段階	本人が住民税課税で合計所得金額が900万円以上の方	基準額 ×2.90

■所得段階（15段階）第7期計画（平成30(2018)年4月改正）

段階	対象者	割合
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人や世帯員が住民税非課税の方 生活保護の受給者 本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 ×0.50 (0.45)
第2段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万1円以上120万円以下の方	基準額 ×0.65
第3段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が120万1円以上の方	基準額 ×0.70
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 ×0.90
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の方	基準額
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>120万円以上 200万円未満</u> の方	基準額 ×1.30
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>200万円以上 300万円未満</u> の方	基準額 <u>×1.55</u>
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が <u>300万円以上 400万円未満</u> の方	基準額 <u>×1.75</u>
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	基準額 <u>×1.95</u>
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額 <u>×2.15</u>
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額 <u>×2.35</u>
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	基準額 <u>×2.55</u>
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	基準額 <u>×2.75</u>
第15段階	本人が住民税課税で合計所得金額が900万円以上の方	基準額 <u>×2.95</u>

※(0.45)については、国の基準に従い減免措置を実施しています。

※今後、国において軽減措置等が講じられる場合は、準拠する予定です。

(下線部は改正)

○介護保険料基準額（第5段階）

- 第6期：平成27（2015）年度から平成29（2017）年度まで
基準額：月額5,850円（年額70,200円）
- 第7期：平成30（2018）年度から平成32（2020）年度まで
基準額：月額5,950円（年額71,400円）

計画の推進管理

- 保険者として介護保険制度の円滑な運用と充実を図るため、高齢者保健福祉審議会により事業計画の達成状況、介護保険サービス提供・利用の実態を定期的に点検・評価します。
- 計画で示す目標や施策の方向等について、住民、高齢福祉に取り組む関係者で共有しながら、各種施策・事業を着実に推進します。
- 計画の進捗状況を把握するため、施策・事業の成果について適切な評価を行います。

高齢者福祉の相談窓口

地域包括支援センター

地域で暮らす高齢者の介護や健康、生活についての総合相談等を行います。
現在、精華町地域包括支援センターは、下記の2か所あります。
相談がある場合は、下記の窓口をご利用ください。



相談窓口

対象地区	委託先	名称	住所・電話番号
川西・精北小学校区	高齢者総合福祉施設 神の園	精華町北部 地域包括支援センター 【あんしんサポート北部】	精華町南稲八妻笛竹4 1 番地 (高齢者総合福祉施設 神の園内) 電話番号：94-5677
精華台・山田荘・ 東光小学校区	精華町社会福祉協議会	精華町南部 地域包括支援センター 【あんしんサポート南部】	精華町南稲八妻砂留2 2 番地 1 (かしのき苑内) 電話番号：94-4573

精華町第8次高齢者保健福祉計画 精華町第7期介護保険事業計画（概要版）

発行：精華町 健康福祉環境部 福祉課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地

電話 0774-95-1904（直通）FAX 0774-95-3974

e-mail fukushi@town.seika.lg.jp

URL <http://www.town.seika.kyoto.jp/>